大阪市の車椅子、電動車椅子、座位保持装置の適合判定に関して

ここ 3 年間の判定結果とその傾向、課題等について

著者名：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター　所長　折戸 芳紀
相談課担当係長　福祉職員　南出 亮太
相談課　福祉職員　西川 悟喜

キーワード：補装具費支給制度、適合判定、判定困難事例

要　旨

令和 7 年度の補装具費支給制度に関する厚生労働省からの告示「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下、告示）が改正され（第 17 次改正）[1]、また、これに伴い厚生労働省からの「通知」である補装具費支給事務取扱指針[2]（以下、指針）および、補装具費支給事務取扱要領[3]（以下、要領）もそれぞれ一部改正された。

さて、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター（以下、当センター）での担当業務の一つである各種の補装具適合判定で、困難な場面に遭遇する補装具として車椅子、電動車椅子、座位保持装置（令和 6 年 4 月から「座位保持装置」の名称が変更され「姿勢保持装置」となったが、今回の調査、報告は令和 3 年度から令和 5 年度までを対象としたため、その当時の名称である「座位保持装置」を用いることとした）の 3 種目の補装具が挙げられる。そこで、この 3 種目の補装具に関して、ここ 3 年間（令和 3 年度から令和 5 年度まで）の適合判定に関して調査を行ったので報告する。さらに、上記 3 種目の補装具適合判定に際して、判定が困難であった事例について考察し、課題等について報告する。

1　はじめに

まず、「補装具費支給制度の概要」[4]については、厚生労働省のホームページに次のように記載されている。

… 補装具費支給制度の概要 …

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活」をするための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（別紙「補装具種目一覧」を参照）について、同一の月に購入等に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が、基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給する。（以下略）

さて、当センターは昭和 59 年に開設され昨年（令和 6 年）開設 40 周年を迎えた。筆者が、当センターで勤務を開始してから 4 年余が経過しているが、担当する業務については、いろいろな場面で難渋することがしばしばある。担当する業務としては、肢体不自由に関する障がい者の方に対する更生医療の書類判定（主に人工関節手術：人工股関節置換術、人工膝関節置換術等の術前の適否判定）や補装具の適合判定・補装具費支給のための書類（処方箋）の作成である。これらはセンター内での業務に加え、出張・訪問による直接判定も行っている。さらに、「身体障がい者手帳」作成のため、来所あるいは訪問による四肢、体幹不自由に関する身体障がい診断等を担当している。

当センターで担当する上記の業務のうち、補装具の適合判定、書類（処方箋の作成）では、考慮すべきこととして、厚生労働省からの「告示、指針、要領」[1)~3)]があることを知った。

要旨にも述べたように、「告示、指針、要領」については、告示が大幅に改正され（第 17 次改正）[1]、

これに伴い厚生労働省からの「通知」である指針、要領もそれぞれ一部改正された。

（実際のところ、上述の通り筆者が補装具費支給適合判定業務に携わるようになってから 4 年余が経過したところで、どれ程、大幅な改正であるのかの実感はないが）これまでのところ、補装具の判定業務は、担当する業務の中でも「特に不得意な分野」と言っても過言でない分野であったことに変わりはなく、それに加えて、今回、「告示、指針、要領」の改正が加わり、令和 7 年度（令和 7 年 4 月以降）は、ますます補装具の適合判定で困難な場面に遭遇することが多くなっている。

また、令和 7 年度の補装具費支給制度に関する厚生労働省の「告示、指針、要領」改正以前から補装具適合判定の業務の中で、判定が困難であった場面に遭遇する機会が多かった補装具の種目としては、車椅子、電動車椅子、座位保持装置の 3 種目の補装具が挙げられる。

今回、これらの 3 種目の補装具に関して、新型コロナウイルス感染症禍 [5] で例年の通常業務とは様相を異にした期間（令和 2 年度）のあと、ほぼ例年通りの業務状況に戻ったと考えられた令和 3 年度から令和5年度までの3年間の適合判定について調査を行ったので報告する。

さらに、上記 3 種目の補装具の適合判定に際して、判定が困難であった事例について考察し課題等について報告する。

2　方法

大阪市（以下、当市）がホームページで毎年公開している当市福祉局「福祉事業統計集」[6] の中で、令和 3 年度から令和 5 年度それぞれの年度毎の「4 補装具費の交付・修理の状況（障がい者）」のデータを閲覧することが出来る。

このデータの中で、今回報告する 3 種目の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）に関する該当部分と当センターの「判定記録」をもとにして各補装具を新規に作製する際に直接判定を行った車椅子、電動車椅子、座位保持装置について、下記（1）～（4）の項目についてデータを収集し調査を行った。

（注釈）当市における車椅子、電動車椅子、座位保持装置の判定について…

（参考）厚生労働省の補装具支給の判定について

（現行）[7] では、

障がい者に対する

・電動車椅子、座位保持装置の判定について…

電動車椅子は自走（障がい者自身が操作することが出来なければならない）使用が必須であり、自走の際には、安全、確実に行うことが出来ることや、また、座位保持装置を使用する障がい者は、その時の身体状況に間違いなく適応していること等を確認する必要性から、直接判定を実施しなければならない補装具である。

すなわち、電動車椅子や座位保持装置を作製するための書類（処方箋）作成の際には、当センターへの来所や訪問または出張による直接判定が必要であり、障がい者の身体状況、生活環境等を聴取・確認し、また、安全に電動車椅子を操作することが出来ること等を確認しなければならない。

さらに、座位保持装置の作製の過程では、最初の書類（処方箋）作成の際の直接判定に加えて、作製途中の段階で、身体状況に適合していることを直接確認している。

したがって、今回の調査での電動車椅子、座位保持装置の業務担当件数（対象：新規の作製）は、すべて「直接判定」でありその件数を表示した。

・車椅子の判定について…

一方、車椅子については、「直接判定に代わる場合（車椅子作製の際に、主治医等による「補装具費支給意見書」の作成・提出により、車椅子を作製するための書類（処方箋）作成が可能となる「書類判定」）がある。当センターでも、この場合は、車椅子作製に際して直接判定を行っていないため、今回の調査での車椅子の業務担当件数（対象：新規の作製）では、この「書類判定」の件数は除外した。

調査した項目は次の（1）～（4）の通りである。

（1）当市での補装具の交付数（表 1 ）

対象：障がい者（障がいのある 18 歳以上の方）の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の新規の作製、作り替えの合計数

令和3年度から令和5年度のそれぞれの年度毎の当市福祉局の「福祉事業統計集」[6] の中の、「4　補装具費の交付・修理の状況（障がい者）」のデータをもとに表示）

注釈）「作り替え」について…

以前、該当する補装具の作製歴があり、現在も使用中であるが、その補装具の耐用年数が過ぎて修理も困難となったため等により新たに作製しなければならない場合やその補装具の耐用年数内ではあるものの、身体状況や生活環境の変化等により現在

使用することが困難となった補装具となったため、新たに作製しなければならない場合等を作り替えとしている。

（2）当センターで実施した補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の新規の作製のための直接判定数（表 2）

（3）それぞれの補装具で判定が困難であった件数（表 3）

それぞれの補装具作製のために書類（処方箋）を作成した後、補装具を作製する途中の段階で最初に作成した処方箋の内容を 2 回以上変更･訂正（追加、削除）した場合を判定困難例として、その件数を調べた。

（4）それぞれの補装具で判定が困難であった症例数と原因（表 4）

「判定記録」を見直して、どのような原因により判定が困難となったのかを調査した。

今回の調査では、大きく分けて原因を 4 つとした。

3　結果

令和3年度から令和5年度までの3年間でそれぞれの年度で当市が扱った車椅子、電動車椅子、座位保持装置それぞれの補装具の交付数（新規の作製、作り替えの合計）は表 1 の通りであった。

表 1　補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の交付の状況　（令和 3 年度～令和 5 年度）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
車椅子	280（100）	308（110.0）	360（128.6）
電動車椅子	82（100）	98（119.6）	123（150.0）
座位保持装置	41（100）	53（129.3）	81（197.6）
（年度毎合計）	403（100）	459（113.9）	564（140.0）
（参）（各年度の補装具全体の交付の状況）			
（補装具全体）	2678（100）	2668（99.6）	2946（110.0）

注）（　）内の数字は、令和 3 年度のそれぞれの補装具の割合を 100 とした場合の各年度での割合

次に当市における上記の 3 種目の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の交付状況の中で、当センターで行った年度毎の各補装具の判定業務のうち、各補装具の作り替えの場合及び上述の「書類判定」による車椅子の新規作製を除く、直接判定を行った新規の作製の件数は、表 2 の通りであった。

表 2　当センターでの補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の新規の判定状況

（令和 3 年度～令和 5 年度）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
車椅子	67（100）	62　（92.5）	65（97.0）
電動車椅子	25（100）	23　（92.0）	29（116.0）
座位保持装置	12（100）	19（190.0）	10（83.3）
（年度毎合計）	104（100）	104（100）	104（100）

注）（　）内の数字は、令和 3 年度のそれぞれの補装具の割合を 100 とした場合の各年度での割合

さらに、車椅子、電動車椅子、座位保持装置それぞれの補装具で判定が困難であった件数は表 3 の通りであった。（それぞれの補装具作製のための書類（処方箋）を作成後、補装具の作製段階の中で、処方の変更･訂正を 2 回以上行った件数を判定困難例とし、その件数を調べた。）

表 3　当センターで新規の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の作製時に判定が困難であった件数　（令和 3 年度～令和 5 年度）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
車椅子	6（100）	12（200.0）	8（133.3）
電動車椅子	2（100）	4（200.0）	4（200.0）
座位保持装置	1（100）	2（200.0）	2（200.0）
合計	9（100）	18（200.0）	14（155.6）
（3 年間の総合計）			41 件

注）（　）内の数字は、令和 3 年度のそれぞれの補装具の割合を 100 とした場合の各年度での割合

最後に、令和 3 年度から令和 5 年度のそれぞれの年度で新規に補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）を作製した障がい者の「判定記録」を見直して、判定が困難（困難：直接判定により最初に作成した書類（処方箋）を、その後に、変更・追加・削除等を 2 回以上行った場合とした）となった理由をもとに大きく分けて 4 つのパターンに分類したところ、表 4 のようになった。

表 4　判定が困難となった理由

（下記の 4 パターンに分けて調査）)

(1) その補装具の機能、付属品等の【変更】あるいは【追加】あるいは【削除】のいずれか 1 項目のみ	7
(2) その補装具の機能、付属品等の【変更】または【追加】または【削除】のいずれか 2 項目の組合せ	23
(3) その補装具の機能、付属品等の【変更】、【追加】、【削除】の 3 項目すべて	4
(4)【その他】(補足 2)	7

（上記表 3 より 3 年間での総合計は 41 件）

補足 1）各補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の【変更】、【追加】、【削除】について…

補装具の書類（処方箋）作成にあたっては、厚生労働省の告示、指針、要領をもとに当市で使用する書類(処方箋)を適宜改訂しながら、使用している。

【変更】とは、最初の書類（処方箋）作成時に補装具に必要な付属品等であると記入したが、その付属品等は必要であるものの異なる型式、機能のある付属品等に変える場合を【変更】とした。

【追加】とは、最初の書類（処方箋）作成時に、必ずしも必要とは考えなかった付属品等が作製段階で必要であることが分かり、その付属品を追加した場合に【追加】とした。

【削除】とは、最初の書類（処方箋）作成時に、必要と考えて記入した付属品等が必ずしも必要ではないことが分かり、その付属品を削除した場合に【削除】とした。

補足 2)【その他】について…

判定が困難となった理由【その他】は、上記の【変更】、【追加】、【削除】のいずれにも当てはまらない場合で、補装具そのものの型式や機構等を変更する場合を【その他】とした。

具体的には、電動車椅子の場合では、最初に標準型（専用の）電動車椅子が必要と考えて書類（処方箋）を作成したが、その後、簡易型切替式（電源を使用しない場合には車椅子として使用することが出来る型式の電動車椅子）のように、「型式」の変更を希望された場合や最初に機構としては、ティルト・リクライニング式が必要と判定して書類（処方箋）を作成したが、ティルト機構のみで十分であったことが分かり「機構」を変更した場合等を【その他】とした。

4　考察

(1) 当市の令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の交付について…

表 1 の通り、当市の令和 3 年度～令和 5 年度における補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の交付件数は、補装具全体の交付件数がそれほど大きな変動をしていない（令和 3 年度の補装具全体の交付件数を 100 とした場合、令和 4 年度が 99.6、令和 5 年度が 110.0）のに対して 3 種目ともに毎年増加傾向（令和 3 年度～令和 5 年度の間で、車椅子は約 30%、電動車椅子は 50%、座位保持装置は約 2 倍（100%）に増加）にある。

障がい者の身体状況、生活環境等を十分に考慮して補装具の判定を行っているが、車椅子、電動車椅子、座位保持装置について言えば、これらの 3 種目の補装具は、これまで、他の補装具と同様あるいはそれ以上に絶えず改善、改良が重ねられてきている補装具のためではないかと考える。

さらに、障がい者の日常生活も多様化しており、その結果、改善、改良が加えられた補装具を使用する機会も増えたこと等により、判定交付件数が増えたのではないかと考える。

今後も、障がい者のための補装具の交付にかかわる判定業務には一層の理解、専門的知識が必要と考える。

(2) 当センターでの令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の新規の直接判定について…

表 2 より、当センターでの令和 3 年度～令和 5 年度における補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）の新規の直接判定件数は、3 種目の合計では変化がなかった。

ただし、上述（1）の通り、これら 3 種目の補装具の判定件数は増加していることから、詳細について今回は調査を行っていないが、これら 3 種目の補装具の作り替えが必要となったため、直接判定を行った件数が増加したものと考えられる。

今後のこれら 3 種目の補装具の判定業務については、我が国の人口動態や環境、医療水準等のさまざまな要因によって左右されると考えられるが、少なくとも超高齢・少子化がさらに進行する場合等においては、それぞれ必要な補装具であり、判定業務の増加傾向は、ある程度続くのではないかと考える。

（3）判定困難例の原因と課題について…

表 2、3 より、当センターでの令和 3 年度～令和 5 年度における 3 種目の補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）全体の新規直接判定件数に対する判定困難例の割合は、令和 3 年度が 8.7%（9/104）、令和 4 年度が 17.3%（18/104）、令和 5 年度が 13.5%（14/104）で、3 年間の平均は 10.0%（41/412）であった。

直接判定で、新規に各補装具を作製する際の書類（処方箋）作成では、身体状況や生活環境等を障がい者自身あるいは付き添い者と話しあった上、十分に理解、把握し、書類（処方箋）を作成しているが、それでも毎年度ともに 10%前後で書類（処方箋）内容に【変更】、【追加】、【削除】が複数回必要となっている。

障がい者にとって、より使用しやすい補装具を作製するためには、補装具の作製過程の中で書類（処方箋）内容の変更も必要なことではあると考えるが、書類（処方箋）作成時には分からなかった付属品等の【変更】、【追加】、【削除】が必要となると、その手続きのために、補装具の完成が遅れる傾向があるため、どのようにして判定の困難さを軽減していくかや書類（処方箋）内容の変更をこれまで以上に円滑にしていくか等を解決する必要があると考える。

その一つの方法として、昨年の当センターの「研究紀要」[8] に投稿した補装具のフォローアップがあると考えるが、残念なことに当市ではまだ補装具のフォローアップ体制は十分とは言い難い状況である。

5　おわりに

補装具とは、障害者総合支援法に基づいて、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就学をサポートするために身体に装着（装用）して長期間使用する器具[9] であり、障がいのある方にとって必要不可欠であると言える。

その作製にかかわっているものとしては、身体状況、生活環境等を十分に理解・把握した上で、より円滑に補装具が作製されなければならず、このためにはいろいろな面で改善や工夫が必要と考える。

参考文献等

1）厚生労働省　1 補装具費支給制度（4）告示
https://www.mhlw.go.jp/content/001569336.pdf
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

2）厚生労働省　1 補装具費支給制度（５）通知
・補装具費支給事務取扱指針
https://www.mhlw.go.jp/content/001469775.pdf
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

3）厚生労働省　1 補装具費支給制度（５）通知
・補装具費支給事務取扱要領
https://www.mhlw.go.jp/content/001486825.pdf
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

4）厚生労働省　「補装具費支給制度の概要」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/hosouguhisikyuuseido.html
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

5）コロナウイルス感染症禍…
厚生労働省　図表 8-3-1 新型コロナウイルス感染症を巡る 2021 年度の経緯（2022 年 3 月末時点）
https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/21/backdata/02-08-03-01.html
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

6）大阪市福祉局　「福祉事業統計集」
令和 3 年度版　26 項
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000197/197783/R3zentai.pdf

令和 4 年度版　30 項
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000197/197783/R4-zentai.pdf

令和 5 年度版　30 項
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000197/197783/R5(5)-zenntai.pdf
（いずれも最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

7）厚生労働省　補装具支給の判定について（現行）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002t9fj-att/2r9852000002t9ls.pdf
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

8）大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター研究紀要 第 39 号 : 折戸芳紀 : 大阪市における～　20～28　令和 7 年
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000410711.html
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）

9）厚生労働省　補装具費支給制度の概要
「補装具とは」
https://www.mhlw.go.jp/content/001434984.pdf
（最終アクセス　令和 8 年 1 月 23 日）